

各都道府県  
財政担当課  
市町村担当課  
地方創生担当課  
新型コロナウイルス感染症対策担当課

御中

内閣府地方創生推進室  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における  
「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について  
(酒類販売事業者に対する支援)**

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠については、令和3年5月20日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いについて（酒類販売事業者に対する支援）」（以下「令和3年5月20日付事務連絡」といいます。）及び令和3年6月17日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「協力要請推進枠」の取扱いの変更等について（酒類販売事業者に対する支援）」において、酒類販売事業者に対する支援金の取扱いをご連絡していたところです。今般、緊急事態措置等を実施すべき期間が延長等されたことから、厳しい経営環境が長期化し、経営が一層困難になるおそれがあることを踏まえ、支援金の取扱いを変更しています。

酒類販売事業者に対する支援金の取扱いについては、月次支援金の売上減少割合の要件緩和を行う場合、月次支援金と同様の要件の下で、都道府県の判断により月間事業収入が50%以上減少した旨の要件を緩和し（30%以上を下限とする）、支援金を支払うとしていたところですが、今般、令和3年5月20日付事務連絡1（3）を下記のとおり改訂し、令和3年7月又は8月の給付については、当該月及び前月の月間事業収入の減少割合が2ヶ月連続で15%以上の場合、当該月の減少割合が30%以上と同等の取り扱いとすることとしました。

また、支給する金額をご連絡していたところですが、今般、同事務連絡1（4）を下記のとおり改訂し、月間事業収入の減少割合が90%以上の事業者に対し、新たに月次支援金の上限に上乗せして支給できることといたしました。

本取扱いは、令和3年7月及び8月の支給分について適用いたします。

**(3) 月次支援金の売上減少割合の要件緩和を行う場合**

個人事業者等又は中小法人等のうち、酒類の提供停止を伴う休業要請等に  
応じた飲食店との直接・間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者  
に対し、月次支援金と同様の要件の下で、都道府県の判断により月間事業収入  
が50%以上減少した旨の要件を緩和し（30%以上\*を下限とする）、(4)  
の金額を支払う場合に、交付対象とします。

※令和3年7月又は8月の給付については、当該月及び前月の月間事業収入の減少割合が2ヶ月連続で15%以上の場合、当該月の減少割合が30%以上と同等の取り扱いとします。

#### (4) 支給する金額

4月以降の給付分に係る支給する金額の上限については、以下のいずれか小さい金額とします。

- ・個人事業者等の場合：10万円（※1）  
中小法人等の場合：20万円（※1）
- ・売上減少額から月次支援金の給付額<sup>※2</sup>を控除した金額

ただし、月間事業収入の減少割合が70%以上の場合は、以下のいずれか小さい金額とします。

- ・個人事業者等の場合：20万円（※1）  
中小法人等の場合：40万円（※1）
- ・売上減少額から月次支援金の給付額<sup>※2</sup>を控除した金額

また、令和3年7月及び8月の支給分について、月間事業収入の減少割合が90%以上の場合は、以下のいずれか小さい金額とします。

- ・個人事業者等の場合：30万円（※1）  
中小法人等の場合：60万円（※1）
- ・売上減少額から月次支援金の給付額<sup>※2</sup>を控除した金額

※1：支給額については、上記の金額以下で都道府県の判断により決定することができることとします。

※2：支給事務の迅速化の観点から、都道府県の判断で、月次支援金の給付額にかえて、個人事業者等の場合は10万円、中小法人等の場合は20万円とすることができることとします。

#### 【照会先】

##### (1) 酒類販売事業者に係る支援策について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
企画調整担当 高橋・徳永・藤代・岡田・矢部  
西中・寺井・服部・鈴木・小林  
直通 03(6257)3086

##### (2) 臨時交付金全般について

内閣府地方創生推進室  
臨時交付金担当 畑・中山・上坂・大矢・須田・福田  
直通 03(5501)1752